

第 6 5 号 議 案

新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の
一部を改正する条例

新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例（平成 14 年
新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「つきまとい等」の次に「又は同条第 3 項
に規定する位置情報無承諾取得等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律
（令和 3 年法律第 45 号）の一部の施行に伴い、規定を整備する必要
があるため